

## 4月7日(日)は愛媛県議会議員選挙の投票日です

**投票できる人**

**〔年齢〕**

平成31年4月7日現在満18歳以上の人(平成13年4月8日以前に生まれた人)

**〔住所〕**

平成30年12月28日までに大洲市に転入の届け出をし、引き続き住所を有する人で、大洲市選挙人名簿に登録されている人

**〔県内の他市町へ転出した人〕**

平成30年12月29日以降に県内の他市町へ転出し引き続き県内に住所を有する人で、大洲市選挙人名簿に登録されている人は、大洲市で投票できます。ただし投票する

には、いずれかの市町長が発行する「引き続き愛媛県内の区域内に住所を有する旨の証明書」(県内市町の住民基本台帳担当課で無料発行)または、選挙管理委員会

「引き続き愛媛県内の区域内に住所を有することの確認」を受ける必要があります。

**選挙の日程**

**〔投票日時〕** 4月7日(日)

午前7時～午後8時

※一部閉鎖時刻の繰り上げあり(左表のとおり)

**〔告示日〕** 3月29日(金)

**期日前投票**

選挙当日、仕事や旅行などの理由で投票できない人は、期日前投票ができます。

**〔期間および場所〕**

3月30日(土)～4月6日(土)

▽大洲市役所2階大ホール  
▽長浜体育館1階会議室  
▽肱川支所3階会議室  
▽河辺支所2階会議室

※肱川期日前投票所を従来の肱川支所に戻しますので、ご注意ください。

**〔時間〕**

いずれの期日前投票所も、午前8時30分～午後8時

投票区		投票所	投票時間
大洲地域	平野第2	平野公民館平地上分館	午前7時 ～ 午後7時
	南久米第2	南久米体育館	
	菅田第2	宇津集会所	
	菅田第3	旧菅田小学校大竹分校	
	大川第2	基幹集落センター	
	柳沢第1	柳沢体育館	
	柳沢第2	農村活性化センター	
	新谷第2	新谷公民館喜多山分館	
新谷第3	洞雲寺		
上須戒	上須戒連絡所		
長浜地域	長浜第1	長浜体育館	
	長浜第2	長浜ふれあい会館	
	長浜第3	長浜しおさい館	
	長浜第4	晴海集会所	
	長浜第5	櫛生体育館	
	長浜第6	旧櫛生公民館須沢分館	
	長浜第7	小浦団地集会所	
	長浜第8	沖浦公民館	
	長浜第9	出海公民館	
	長浜第10	大和公民館	
	長浜第11	豊茂公民館	
	長浜第12	白滝公民館	
	長浜第13	戒川体育館	
	長浜第14	白滝公民館柴分館	
肱川地域	肱川第1	肱川基幹集落センター	
	肱川第2	正山体育館	
	肱川第3	大谷自治センター	
	肱川第4	岩谷自治センター	
	肱川第5	予子林自治センター	
河辺地域	河辺第1	河辺老人福祉センター	
	河辺第2	河辺農業構造改善センター	
	河辺第3	河辺ふるさと生活館	
	河辺第4	河辺地域活性化センター	

※青島在住の人は、青島コミュニティセンターでも投票できます。

4月1日(月)の午前9時30分～午後3時30分ですが、悪天候時は翌日となります。

**当日投票所の変更【重要】**

豪雨災害の復旧修繕で今回、長浜地域、肱川地域の一部の投票所を変更します。該当する地区の住民のみなさんは、投票所を間違えないようご注意ください。

**〔長浜第14投票区投票所〕**

▽変更前 柴体育館  
▽変更後 白滝公民館柴分館

**〔肱川第1投票区投票所〕**

▽変更前 肱川幼稚園  
▽変更後 肱川基幹集落センター  
※投票場所は1階になります。

**当日投票所の統廃合【重要】**

稲積・北裏地区の住民のみなさんは、昨年の愛媛県知事選挙から投票所が南久米体育館へ変更になっていますので、間違えないようご注意ください。

**開票について**

**〔日時〕** 4月7日(日) 午後9時10分～

**〔場所〕**

大洲市役所2階大ホール

**〔問い合わせ先〕**

大洲市選挙管理委員会事務局  
☎24 1760

## 「おおず歴史華回廊」案内人養成講座

市では、大洲の歴史まち歩き「おおず歴史華回廊」の案内人（まち歩きガイド）養成講座の受講生を募集しています。応募された人は、ガイドとして、将来のまちづくりの担い手として活躍いただけるよう、講座を通して幅広い知識を習得していただきます。

大洲市の観光やまちづくりに興味のある人は、ぜひ応募してください。

### 【申込方法】

電話または市公式ホームページから様式をダウンロードし申し込みください。

【締め切り】 4月12日(金)



### 【講座】

- ▽内容 市内の観光全般に関する講座、ガイド体験 など
- ▽期間 4月20日(土)～9月 毎週土曜日(基本)
- ▽時間 午後2時～4時15分
- ▽場所 市役所会議室など
- ▽定員 10人

### 【申し込み・問い合わせ先】

大洲市観光まちづくり戦略会議事務局（観光まちづくり課内）  
☎241717

## 市民サービスセンターの臨時休業について

大洲市市民サービスセンターでは、5月1日の改元に伴い、新元号に対応したシステム改修とその確認作業を行うため、5月1日と3日を臨時休業します。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

4月	27日	土	営業
	28日	日	営業
	29日	月	営業
	30日	火	営業
5月	1日	水	臨時休業
	2日	木	定休日
	3日	金	臨時休業
	4日	土	営業
	5日	日	営業
	6日	月	営業

通常は、次のとおり業務を行っていますので、ぜひご利用ください。

【場所】 たいき産直市「愛たい菜」施設内  
(大洲市東大洲1702番地1)

【営業時間】 午前9時45分～午後6時30分

【休業日】 木曜日、年末年始

### 【取り扱い業務内容】

- ▽住民票の写しの交付  
※住民記載事項証明を除く。
- ▽印鑑登録証明書の交付
- ▽税証明の交付
  - ・住民税（課税、所得証明、納税証明）
  - ・固定資産税  
(名寄帳、公課証明、評価証明、納税証明)
  - ・軽自動車税（車検用納税証明、標識交付証明書および廃車証明の再交付のみ）
  - ・国民健康保険税（申告用納付確認書）
- ▽市内の観光案内  
※各種異動（転出・転入・転居など）、印鑑登録・廃止、戸籍関係の届出・交付、公金業務（各種納税や水道料の徴収など）は行っていませんので、ご了承ください。

### 【問い合わせ先】

市民サービスセンター ☎25-7001

市民生活課 ☎24-1710

危険空き家除却費用の一部を補助します

市では、老朽化した危険な空き家の倒壊による被害防止や災害発生時に避難路を塞ぐことを防止するため、危険空き家除却工事の費用の一部を補助します。

補助を受けるためには、市へ事前調査を申し出て、危険空き家の確認（判定）を受ける必要があります。なお、要件を満たさない場合は、補助の対象になりません。

【対象となる空き家】

- ▽市内にある空き家住宅
- ▽住宅の腐朽破損の程度が市の定めた基準を超えていること
- ▽建物が2戸以上立ち並んでいる道路の沿道にあること など

【対象者】

危険空き家の所有者または相続人で、市税などの滞納がない人

【補助の条件】

- ▽危険空き家の確認（判定）を受けること
- ▽市内業者へ発注すること

【補助金の額】

補助対象費用の10分の8以内で、最高80万円を限度

【募集期日】 5月31日(金)まで

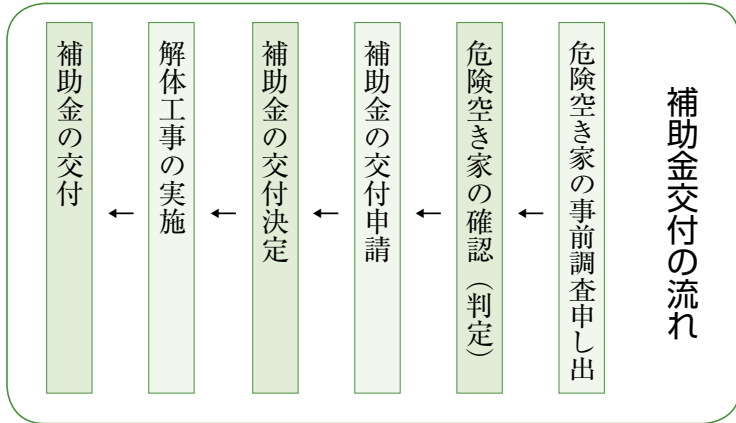
【募集戸数】 15戸(予定)

※先着順ではありません。

※申し出が多数の場合は、審査により、緊急度の高いところから補助を行います。

※募集期日までに募集戸数に満たない場合は、随時受け付けます。

補助金交付の流れ



【問い合わせ先】

都市整備課 ☎24 1719

平成31年度 がんばるひと応援事業補助金について

市では、元気で明るいまちづくりを推進するため、地域や団体のみなさんが取り組む「魅力ある地域づくり事業」に対し、補助金を交付します。

【補助対象事業】

自らが発案し、地域コミュニティの強化、地域の課題解決や一体的発展のために取り組む新規事業または拡充事業で、平成31年度中に実施するものが対象です。

※ただし、単なる施設整備事業や施設の運営・維持管理事業、親睦会的な事業は対象外です。

【補助対象期間】

2019年4月1日から2020年3月31日まで

※同じ事業を継続して実施する場合は、原則3年間で上限とし、毎年度審査を行います。

【補助対象団体】

市内に活動場所がある団体、地域の自治会 など

【補助金額】

総事業費のうち補助対象経費の10分の9にあたる金額（1事業200万円が上限）

【申請方法】

事業計画書、収支予算書、その他参考資料（支出の根拠となる見積書など）を担当課へ提出してください。申請用紙などは、担当課、各支所、公民館・連絡所にあります。また、市公式ホームページからもダウンロードできます。

【計画書受付期間】 4月26日(金)まで

【補助事業の決定方法】

補助する事業や補助対象経費は、審査委員会（6月ごろ）による審査を経て決定します。

【その他】

採択事業については、事業成果報告会で事業内容を発表していただきます。

【問い合わせ先】 地域活力課 ☎57-9989



## 軽自動車税の減免申請について

### 【対象となる要件】

身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付（交付日が平成31年3月31日まで）を受けている人が軽自動車を所有する場合、一定の条件を満たせば、軽自動車税が減免されます。

※減免の台数は、普通自動車なども含めて対象者1人につき1台限りです。

### 【対象車両】

① 障がい者、戦傷病者本人が所有する軽自動車

② 障がい者と生計を共にする人が運転する軽自動車（ただし車両登録名義が障がい者本人の場合）※一部例外有り

③ 車いすの昇降装置や固定装置などを備えた、構造上障がい者が利用すると認められる軽自動車（車検証の車体形状欄に「車いす移動車」などの記載があるもの）

### 【申請に必要なもの】

▽申請書、車検証、印鑑（認め印で可）

▽運転免許証、障害者手帳などの原本（ただし、対象車両③の場合不要）

▽対象車両②の軽自動車については、「健康保険証」や「生計同一証明書」などの添付書類と運行要件を満たすこと（要件については事前に担当までご確認ください）

※申請書に個人番号を記載していただきます。窓口申請時に確認します。マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちください。通知カードを紛失した場合は、事前に市民生活課へご相談ください。

### 【集中受付期間】

4月1日(月)～12日(金)

### 【申請期限】

5月24日(金)まで

### 【申請・問い合わせ先】

税務課収納係 ☎241711  
 長浜支所 ☎521197  
 肱川支所 ☎342311  
 河辺支所 ☎392112



## 自衛隊幹部候補生・予備自衛官補募集のお知らせ

採用区分	応募資格	受付期間	試験期間	待遇・その他
幹部候補生	<b>一般</b> (飛行・音楽要員含む) <b>【大卒程度試験】</b> 22歳以上26歳未満の人 ※20歳以上22歳未満の人は大卒(見込) <b>【院卒者試験】</b> 修士課程修了者など(見込含む)で、20歳以上28歳未満の人	5月1日(水)まで	△1次 5月11日(土)・12日(日) △2次 6月11日(火)～14日(金) △3次(海・空飛行要員のみ) 海: 7月8日(月)～12日(金) 空: 7月13日(土)～8月1日(休)	<b>【入隊】</b> 翌年3月下旬～4月上旬 入隊後約1年で3等陸・海・空尉(自衛隊幹部) (院卒者試験合格者は、) (2等陸・海・空尉)
	<b>歯科・薬剤科</b> <b>【歯科】</b> 20歳以上30歳未満かつ専門の大卒(見込含む)の人 <b>【薬剤科】</b> 20歳以上28歳未満かつ専門の大卒(見込含む)の人			<b>【入隊】</b> 翌年3月下旬～4月上旬 歯科は、入隊後6週間で2等陸・海・空尉 薬剤科は、入隊後約1年で2等陸・海・空尉
予備自衛官補	<b>一般</b> 18歳以上34歳未満	①4月12日(金)まで ②7月1日(月)～9月13日(金) ※第2回は実施しない場合があります。	①一般: 4月21日(日) 技能: 4月20日(土) ②10月5日(土)～8日(火) ※いずれか1日を指定されます。	教育訓練招集手当 月額7,900円 教育訓練 <b>【一般】</b> 50日 / 3年以内 <b>【技能】</b> 10日 / 2年以内
	<b>技能</b> 18歳以上で、保有する技能に応じ53歳～55歳未満			

【問い合わせ先】 大洲市大洲678-1 愛媛地方協力本部大洲地域事務所 ☎24-4123

狂犬病予防注射と畜犬登録を忘れずに

生後91日以上の子犬の飼い主は、左ページ日程表の会場で注射や登録を済ませてください。できるだけ自分の住所地で実施してください。

狂犬病予防注射

狂犬病予防注射は、年1回受けることになっていきます。ぜひこの機会に済ませてください。

畜犬登録

首輪につける犬鑑札は飼い主と犬との絆の証しです。必ず畜犬登録をしましょう。

※平成7年度以降に登録した場合、登録の必要はありません。

【料金（1頭につき）】

▽予防注射 3,000円  
▽登録料 3,000円

※日程表の期間中に注射や登録ができない場合は、指定動物病院へ連れて行くか、往診してもらいましょう。

※飼い犬が死亡した場合や、所有者や所在地に変更があった場合にも、届け出が必要です。下記の問い合わせ先までご連絡ください。



【市内の指定動物病院】

▽くぼた動物病院（新谷）

☎ 25 3 2 2 3

▽岡どうぶつ病院（中村）

☎ 23 1 5 1 1

▽ふじさわ動物病院（東大洲）

☎ 23 2 3 3 1

▽西大洲動物病院（西大洲）

☎ 23 3 3 0 3

【問い合わせ先】

市民生活課

☎ 24 1 7 1 0

長浜支所

☎ 52 1 1 1 3

脇川支所

☎ 34 2 3 1 1

河辺支所

☎ 39 2 1 1 1

狂犬病について

狂犬病予防法が制定される1950（昭和25）年以前、日本国内では多くの犬が狂犬病と診断され、人も狂犬病に感染し死亡していました。このような状況のなか、狂犬病予防法が施行され、犬の登録、予防注射などが徹底されるようになり、わずか7年という短期間のうちに狂犬病を撲滅するに至りました。

現在、日本では狂犬病の発生はありません。しかし狂犬病は、周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生していて、日本は常に侵入の脅威にさらされていることから、万一の侵入に備えた対策が重要となっています。狂犬病が国内で発生した場合のために、飼い主一人ひとりが狂犬病に関して正しい知識を持ち、飼い犬の登録と予防注射を確実に行うことが必要です。

※厚生労働省ホームページより抜粋

きりーとーりーせん

狂犬病予防注射・畜犬登録申込用紙

住所・電話番号	飼い主の氏名	畜犬登録	犬の種類	毛色	性別	大きさ	犬の名前	犬の生年月日
大洲市 ( ) 区 電話 -		有 無			オス メス	大型 中型 小型		年 月 日
		有 無			オス メス	大型 中型 小型		年 月 日

▽料金（1頭につき）予防注射3,000円 畜犬登録3,000円

（申込用紙と料金は、会場でお渡しください。登録には飼い主の印鑑が必要です）

▽畜犬登録済の場合、確認のため犬鑑札を首輪に付けて来てください。

▽お願い ①犬を自由に扱える人が連れて来てください。 ②引き綱は丈夫なものを使用し、首輪の点検をしておいてください。

③注射・登録場所での犬のふんは、飼い主が責任をもって始末してください。 ④犬の体調が悪い場合は、当日獣医師に申し出てください。

## 狂犬病予防注射と畜犬登録の実施日程



### 長浜地域

月 日	場 所	時 間
4月9日(火)	白滝公民館柴分館	9:00~9:10
	白滝公民館	9:15~9:25
	加屋集会所前	9:30~9:40
	旧戒川小学校	9:55~10:05
	出石駅	10:20~10:30
	黒田クローカー場前	10:40~10:50
	旧喜多灘小学校	11:00~11:10
	今坊友愛館	11:15~11:25
	長浜ふれあい会館	11:35~11:50
	大和公民館	13:00~13:10
	相生橋	13:20~13:30
	元曲淵バス停	13:35~13:45
	豊茂公民館	13:50~14:00
	出海公民館	14:30~14:40
5月7日(火)	櫛生福祉センター	14:50~15:00
	須沢バス停	15:10~15:20
	沖浦公民館	15:30~15:40
	長浜支所	15:45~16:00
	白滝公民館	9:00~9:10
	大和公民館	9:20~9:30
	豊茂公民館	9:40~9:50
	出海公民館	10:20~10:30
	櫛生福祉センター	10:40~10:50
	今坊友愛館	11:10~11:20
長浜支所	11:30~11:45	

### 肱川地域

月 日	場 所	時 間
5月9日(木)	予子林自治センター	9:00~9:10
	肱栄集会所	9:20~9:25
	森集会所	9:35~9:40
	大平集会所	9:50~10:00
	広常集会所	10:05~10:15
	旧JR白石車庫前	10:20~10:25
	小藪集会所	10:35~10:45
	久下(久下登り口)	10:55~11:00
	上森山(三差路)	11:10~11:15
	八重栗集会所	11:20~11:30
	旧JA愛媛たいき宇和川事業所倉庫前	11:35~11:40
	道野尾(北川敬恒氏宅前)	11:45~11:55
	瓜畦(富永加朗氏宅前)	13:30~13:35
	瓜畦(団地ゴミ収集場)	13:40~13:50
	協生集会所	13:55~14:05
	中居谷集会所	14:10~14:20
	嘉城集会所	14:25~14:35
羽座谷集会所	14:45~14:50	
5月23日(木)	岩谷自治センター	13:15~13:20
	下嵯峨谷集会所	13:30~13:35
	かわかみ荘(正面前の駐車場)	13:45~13:50
	月野尾集会所	14:00~14:05
	見の越集会所手前広場	14:10~14:15
	京造(富永勲氏宅付近)	14:25~14:30
下鹿野川河原	14:35~14:45	

### 大洲地区

月 日	場 所	時 間	
4月8日(月)	打越集会所	9:00~9:10	
	初尾集会所	9:25~9:35	
	上須戒連絡所	9:45~10:00	
	八多浪集会所	10:15~10:25	
	峠集会所	10:35~10:45	
	石仏集会所	11:05~11:15	
	三善連絡所	11:35~11:50	
	中場集会所	13:00~13:10	
	八多喜連絡所	13:20~13:35	
	肱北公民館五郎分館	13:50~14:00	
	市木集会所(光照寺)	14:15~14:25	
	肱北公民館田口分館	14:35~14:50	
	4月9日(火)	小鳥越集会所	9:00~9:10
		中山東集会所	9:20~9:30
小倉集会所		9:45~9:55	
裾野集会所(大竹分校跡)		10:05~10:15	
父集会所		10:20~10:30	
宇津集会所		10:50~11:05	
菅田連絡所		11:15~11:30	
新谷第4部消防詰所横		13:00~13:10	
柳沢桐の目バス停		13:20~13:30	
居場集会所		13:45~13:55	
田処商店(旧JA愛媛たいき田処店)		14:10~14:20	
柳沢連絡所		14:30~14:45	
4月11日(木)		長谷本谷集会所	9:00~9:10
		野佐来集会所下道路広場	9:25~9:40
	平野連絡所	10:00~10:15	
	平野公民館平地上分館	10:25~10:35	
	大根鳳林寺	10:50~11:00	
	明日香集会所(ゲートボール場)	11:15~11:25	
	新谷連絡所	13:00~13:15	
	新谷中組お庵	13:25~13:35	
	菅田朝日集会所	13:45~13:55	
	徳森児童センター	14:05~14:15	
	4月12日(金)	南久米連絡所	9:00~9:10
		大川第5部消防詰所横	9:25~9:35
		JA愛媛たいき蔵川取扱所裏	9:45~9:55
		大川連絡所付近(大成保育所横)	10:10~10:25
鳥首橋(森山側)		10:45~10:50	
柚木観光駐車場		11:10~11:15	
久米公民館		11:30~11:40	
只越2集会所		11:50~12:00	
大洲市民会館		13:00~13:10	
肱北公民館		13:20~13:30	
大洲市総合体育館	13:40~13:50		

### 河辺地区

月 日	場 所	時 間
5月23日(木)	上大成(集会所上三叉路)	8:55~9:00
	中大成集会所下	9:05~9:10
	植松(藤原氏宅付近)	9:15~9:20
	植松中津線・松の久保分岐(市道)	9:25~9:30
	出合(郵便局付近)	9:35~9:40
	古宮(森氏宅付近)	9:45~9:50
	三久保集会所	9:55~10:00
	宮谷集会所	10:05~10:10
	日除集会所	10:15~10:20
	川上(三杯谷の滝付近)	10:25~10:30
	山王(集会所付近)	10:35~10:40
	川崎(岩井氏宅付近)	10:45~10:50
	寺藪(河都大橋付近)	10:55~11:00
	竹の瀬(三嶋建設付近)	11:05~11:10
	神納(山岡氏宅付近)	11:15~11:20
	一の瀬(梅木氏宅付近)	11:25~11:30
	用の山(山田氏宅付近)	11:35~11:40
	ふるさとの宿付近	11:55~12:00



## 大洲市移住・定住促進補助金のご案内

市では、移住・定住を促進するため、住宅の取得や空き家の利活用に対する支援を行っています。新築や空き家バンク登録物件の利用をお考えの場合は、ぜひこの制度をご利用ください。

### ▽住まい編

<b>新築住宅取得費補助金</b> 新築する人、建売住宅を購入する人に対し、住宅の新築工事費、建売住宅購入費の1/10を補助します。	県外移住子育て世帯・市内業者施工の場合 最大100万円 県内移住子育て世帯・市内業者施工の場合 最大 50万円 市内対象世帯・市内業者施工の場合 最大 25万円
<b>空き家取得費補助金</b> 空き家バンク登録物件（住宅）を購入する人に対し、購入費の1/10を補助します。	県外移住子育て世帯の場合 最大100万円 県内移住子育て世帯の場合 最大 50万円 市内対象世帯の場合 最大 25万円
<b>空き家改修費補助金</b> 空き家バンク登録物件を購入・賃借する人に対し、改修費用の2/3または1/2を補助します。	県外移住世帯の場合 最大400万円、補助率2/3 県内移住世帯の場合 最大100万円、補助率1/2 市内対象世帯の場合 最大 50万円、補助率1/2
<b>空き家家財道具等処分費補助金</b> 空き家バンク登録物件の家財道具などを処分する人に対し、処分費用などの2/3または1/2を補助します。	県外移住子育て世帯の場合 最大 20万円、補助率2/3 県内移住子育て世帯の場合 最大 10万円、補助率1/2 市内対象世帯の場合 最大 10万円、補助率1/2 空き家を登録する所有者の場合 最大 10万円、補助率1/2
<b>空き家媒介手数料補助金</b> 空き家バンク登録物件を売買・賃貸借契約した人に対し、媒介業者に支払った手数料の一部を補助します。	所有者・利用者 最大 5 万円、補助率10/10

※事業計画の認定を受ける前に工事などに着手した場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

**移住世帯**：家族のうち少なくとも1人が50歳未満の世帯で、平成28年4月1日以後に県外または県内から転入（転勤・就学・結婚によるものは除く）した世帯  
**市内対象世帯**：夫婦（保護者）のいずれかが40歳未満の「子育て世帯」、または「結婚5年以内の夫婦」（子育て世帯：中学生以下の子どもを養育する世帯）

## 大洲市空き家バンク制度

「空き家バンク」とは、空き家を売りたい人、貸したい人に空き家物件を登録していただき、その情報を市公式ホームページなどで公開し、利用を希望する人を広く募る制度です。これまでに、66件の物件が登録され、33件の契約（空き家バンク登録外での取り引きを含む）が成立しました。（平成31年2月現在）

### 登録物件募集中

市内に空き家や宅地（建物解体を前提としたものを含む）をお持ちで、売却や賃貸が可能な人からの情報をお待ちしています。



## Information pick up

賃貸住宅に住む新婚世帯のみなさん、市内で就業・起業するみなさんへの支援制度もあります。

### ▽結婚新生活編

<b>結婚新生活支援補助金</b> 平成31年1月1日以後に結婚した新婚世帯（夫婦のいずれかが40歳未満）に対し、市内賃貸住宅に係る入居費用・家賃の一部を補助します。	世帯の所得合計が340万円未満の場合 世帯の所得合計が340万円以上の場合	最大 24万円 最大 12万円
--	--	--------------------

### ▽市内就業編（市外の大学などに進学した後、大洲市内で就業した場合も対象となります。）

<b>奨学金返還補助金</b> 市内に就業・居住し、奨学金を返還している人に対し、年間奨学金返還額の一部を補助します。	最大年額12万円 補助率 1/2 最長 5 年間（30歳になる年まで）	
<b>新規移住就業者家賃補助金</b> 平成31年1月1日以後に、市内に新規就業し、新たに賃貸住宅を借りた人に対し、月額家賃の一部を補助します。	農林漁業就業の場合 就業・起業の場合 就業・起業の子育て世帯の場合	最大月額 2万円・最長36カ月 最大月額 1万円・最長24カ月 最大月額1.5万円・最長24カ月

### ▽平成31年度新設制度

<b>移住支援金制度</b> 東京都（23区に5年以上在住または通勤している人が対象）から市内に移住し、マッチングサイトを利用して市内で新規就業する人や、市内で起業する人に対する支援金制度です。	単身の場合 世帯の場合	最大 60万円 最大100万円
--	----------------	--------------------

※各補助金には、対象となる要件（年齢など）がありますので、事前にご相談ください。  
 ※予算がなくなり次第、終了となります。

## 大洲市移住・定住支援サイト

大洲市公式ホームページ内にて「大洲市移住・定住支援サイト」を公開中です。空き家バンクに登録された物件の情報はこちらでご覧いただけます。

また「大洲市移住・定住促進補助金」についても掲載していますのでご確認ください。



<http://www.city.ozu.ehime.jp/site/iju-teiju/>

**【問い合わせ先】** 大洲市移住・定住支援センター ☎57-9989 E-mail: [iju-teiju@city.ozu.ehime.jp](mailto:iju-teiju@city.ozu.ehime.jp)